

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

平成19年2月1日条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第55条の2第6項の規定に基づき、職員が給与を受けながら、職員団体のためのその業務を行い、又は活動することができる場合を定めるものとする。

(職員団体のための職員の行為の制限の特例)

第2条 職員は、次に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。

- (1) 法第55条第8項の規定に基づき、適法な交渉を行う場合
- (2) 休日及び休日の代休日（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）並びに年次有給休暇並びに休職の期間

附 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。